

奉公人請状

●筆写例

年季奉公人請状之事

一、此龜吉与申者、生国^レ方能存、慥成者^ニ付、我等請人^ニ相立、当何年何月^ノ来ル何年何月迄、中年何年季相極、貴殿方江奉公^ニ差出申^レ処実正也、御給金何程^ニ相定、則御渡被^レ下、慥請取申候、御仕着施之儀者、夏帷子^壺、冬木綿布子^壺可^レ被^レ下御約束^ニ御座候、
一、御公儀様御法度之儀者不^レ及^レ
申、御家法何事^ニ不^レ依、為^ニ相背^一申間敷候、若取逃欠落等仕候ハ、早速当人尋出、其品^ニ相弁、其上御給金成共、人代成共、御差凶次第可^レ致候、長病相煩候ハ、早速引請可^レ申、猶又、年季之内御暇相願申間敷候、

●読み下し例

年季奉公人請状の事

一、この龜吉と申す者、生国よりよく存じ、慥かなる者に付き、我ら請人^{（うけにん）}にあい立ち、当何年何月より来る何年何月まで、中年何年季^{（なかとし）}にあい極め、貴殿方へ奉公に差し出し申すところ実正なり、御給金何程^{（おぎねい）}にあい定め、則ち御渡し下され、慥かに請け取り申し候、御仕着施^{（おしきせ）}の儀は、夏帷子^{（なつかたびら）}一、冬木綿布子^{（ふゆもめんぬのこ）}一下さるべき御約束に御座候、

一、御公儀様御法度の儀は申すに及ばず、御家法何事に依らず、あい背かせ申す間敷候、もし取り逃がし欠落^{（うかけおち）}など仕り候はば、早速当人尋ね

●註

1 請人…保証人のこと。 2 御仕着施…四季に応じて主人から奉公人へ着物を与えること。
3 帷子…裏が付いていない着物。 4 木綿布子…木綿の綿入れ。 5 欠落…逃げて行方をくらますこと。 6 品…事情や理由。 7 弁まえ…弁償すること。 8 人代…代わりの人。 9 寺証文…檀家が発行したキリシタンでないことの証明書。

一、宗旨之儀者、代々何宗^ニ而、何寺且那^ニ相違無^ニ御座^一候、則寺証文請人方江取置候間、御入用之節者何時^ニ而も差出可^レ申候、
右之外、当人身分^ニ付如^レ何様六ヶ敷義出来候共、我等方江引受急度埒明、貴殿江少も御苦勞掛申間敷候、為^ニ後日^一請状仍如^レ件、
年号月日 受 人 誰
親 誰
奉公人 誰
何屋何左衛門殿

出し、その品^{（もの）}にあい弁え、その上御給金なる共、人代^{（ひとしろ）}なる共、御差凶次第に致すべく候、長病あいな候はば、早速引き請け申すべし、猶又、年季の内御暇^{（おいとま）}あい願ひ申す間敷候、
一、宗旨の儀は、代々何宗にて、何寺且那に相違御座なく候、則ち寺証文請人方へ取り置き候間、御入用の節は何時にても差し出し申すべく候、
右の外、当人身分につき如何様六ヶ敷義出来候とも、我ら方へ引き受け急度埒明^{（あきら）}け、貴殿へ少しも御苦勞掛け申す間敷候、後日のため請状よって件のごとし、